

合理的配慮を考える

■合理的配慮の義務化

合理的配慮とは、2014年にわが国が批准した障害者権利条約に示された概念で、第24条教育では「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」とあり、インクルーシブ教育を推進していくための重要なキーワードとなっている。16年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「差別解消法」）」では、合理的配慮の提供が行政機関等では法的義務、事業者では努力義務と示された。24年4月の改訂において、事業者（民間）においても法的義務となった。大学教育でいえば、国公立大学だけでなく私立大学においても合理的配慮の提供が義務化されたことになり、支援体制の整備が急務となっている。

努力義務と示された。24年4月の改訂において、事業者（民間）においても法的義務となった。大学教育でいえば、国公立大学だけでなく私立大学においても合理的配慮の提供が義務化されたことになり、支援体制の整備が急務となっている。

関等では法的義務、事業者では



川口短期大 井上 昌士

こども学科教授

らず全ての人の人にとっての社会的障壁を取り除くための整備として捉えられる。これはあくまでも平等性を確保するための措置であり、その上で特定の個人に必要な合理的配慮の提供が行われる。差別解消法においては、環境の整備は努力義務として位置付けられており、学校教育では文部科学省は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中で、合理的配慮と基礎的環境整備と関係性を整理して示している。合理的配慮の基礎となる環境整備として、施設・設備の整理を含めた8観点で基礎的環境を整備している。環境の整備が十分な合理的配慮の提供と必ずしもなるわけではないことに留意が必要である。

し、合意形成を図って実施していくことになる。大学においても同様で、その際、障害のある人その他の人の平等性を担保するもの、障害のある人が自分の権利を守り行使するために必要なもの、実施に伴う負担が過重でないこと等を考えていく必要がある。ここで、注意が必要なのは「環境の整備」の位置付けである。例えば、段差をなくしたりスロープを設置したりすることなどの施設のバリアフリー化などは、障害の有無にかかわらず全ての人が利用できる環境整備として、施設・設備の整理を含めた8観点で基礎的環境を整備している。環境の整備が十分な合理的配慮の提供と必ずしもなるわけではないことに留意が必要である。

いづえ・まさし 1961年生まれ。千葉大学大学院教育学研究科修士課程修了。教育学修士。国立特別支援教育総合研究所総括研究員、公立特別支援学校教頭、校長を経て2021年9月より、現職。文部科学省学習指導要領等の改善に係る検討に必要な専門的作業等協力者。植草学園大学非常勤講師。専門は知的障害教育、自閉症教育。

整備を解説している。環境の整備は合理的配慮を円滑に実施していくための準備や前提条件であり、環境の整備が十分な合理的配慮の提供と必ずしもなるわけではないことに留意が必要である。

■建設的な合意形成の必要性
合理的配慮は特定の個人に対して施される措置であり、その提供に当たっては丁寧な合意形成を図る必要がある。そのプロセスには、申出の内容の妥当性、過重な負担の適否等、個々のケースにおいてさまざまな論点が生じることが想定される。それに丁寧に対応することも、合理的配慮の履歴や引き継ぎ内容を踏まえた建設的な合意形成を通して、障害のある人が不利益にならないように、個々が持つ「学びにくさ」に対する実効力のある合理的配慮の実施を目指していくことが求められている。